

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、  
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）

届 出 施 設 使用廃止届出書  
特 定 施 設

年 月 日

堺 市 長 様

住所  
届出者 氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、  
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）  
届 出 施 設  
特 定 施 設

の使用を廃止したので、

大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条  
ダイオキシン類対策特別措置法第18条  
次のとおり届け出ます。

の規定により、

工場又は事業場の 名称	※整理番号	
	※受理年月日	年 月 日
	※施設番号	
工場又は事業場の 所在地	(電話番号 )	※備考 (受付印等)
施設の設置場所	(郵便番号 )	
使用廃止の年月日	年 月 日	
使用廃止の理由		

		施設の種類	規 模	施 設 番 号	
使用を廃止した施設の概要	大気汚染 防止法	ばい煙			
		揮発性有機化合物			
		一般粉じん			
		特定粉じん			
		水銀排出施設			
	ダイオキシン類対策特別措置法				
	大阪府生 活環境の 保全等に 関する条 例	ばい 煙	ばいじん		
			有害物質		
		揮発性有機化合物			
		特定粉じん			
一般粉じん					

備考 1 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。